

「わたしたちのファストフィッシュ委員会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「ファストフィッシュ（気軽・手軽・おいしい魚食）」商品等を選定し普及させることにより魚の消費拡大を目指し、その定着を図ることを目的として、「わたしたちのファストフィッシュ委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は下記のとおりとする。

- (1) 委員会は、ファストフィッシュ商品の募集に応募された商品の中からファストフィッシュのコンセプトに合致するものを選定する。
- (2) 委員会は、「Fast Fish」のロゴ使用者が適正に使用しているかどうかを監督管理する義務を負う。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なことを行う。

(組織)

第3条 委員会は、食品に専門的知見・見識を有する者及び水産物に強い関心を持つ消費者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員)

第4条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、委員会及びそれに付随する場において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、第6条に規定する事務局に委員会の招集を委任することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、水産庁漁政部企画課に置き、委員会の庶務等を処理する。

(報酬)

第7条 本委員会に係る全ての活動に関し、報酬は支払われない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定めることとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日より施行する。